

2009年9月定例会 文教常任委員会
(教育委員会)

【学校地域連携ステーション事業について】

①この学校地域連携ステーション事業とはどういった事業なのか？

そもそも、この事業は昨年度から国の全額委託の3か年事業で開始され、今年度から国：1/3、府：2/3の補助事業になったと伺っておりますが、もともと国はどういった考え、目的で事業を決定され、何故、今年度からは補助事業に変わったのか、その経緯についても説明して下さい。

<答弁>

「学校地域連携ステーション」にかかるとご質問にお答え致します。

国が事業決定した考え方や目的についてでございますが、国においては、社会がますます多様化し、子どもを取り巻く環境も大きく変化する中で、家庭や地域の教育力が低下し、学校に過剰な役割が求められるようになってきている状況の中、これからの教育は、学校だけが役割と責任を負うのではなく、これまで以上に、学校・家庭・地域の連携協力のもとに進めていくことが不可欠とであると考え方のもと、地域住民の学校支援ボランティアなどへの参加を促し、学校の教育活動を支援するため、事業が創設されたものであります。

なお、当初、国の委託でスタートした事業が、今年度より補助金事業に変わった経緯についてでございますが、文部科学省が「学校地域連携ステーション」事業もふくめ、学校・家庭・地域の連携に係る事業を統合してメニュー化し、新たな補助事業、【学校・家庭・地域の連携協力推進事業】として創設されたことにより、今年度より補助事業に切り替わったものと聞き及んでおります。

②現在のところ、昨年度から事業開始をした小学校13校、中学校4校に加え、今年度から新たに2つの小学校(野田小学校、大池小学校)で事業開始の予定となっておりますが、そうすると13中学校区で、この事業が実施されることとなるそうです。教育委員会としては、残りの5中学校区における事業実施についてはどのようにお考えになられているのでしょうか？

<答弁>

残りの5中学校区の事業実施についてのご質問についてですが、学校地域連携ステーション事業は、学校の教育活動を家庭や地域が連携協力し、支援する、いわば「地域につくられた学校の応援団」のような存在と考えております。したがって、未実施の中学校区につきましては、今後とも他の中学校区での事業の実績や成果、ノウハウなどの情報を提供するとともに、未実施の中学校区の実情も伺いながら、実施にむけて積極的に働きかけていきたいと考えております。

③実際に昨年度から実施されているこの事業の効果について、どのように考えておられるのか？またこの事業は、委託事業であれ、補助事業であれ、3か年事業ということですが、3年たった後は国や府の補助金がなくなるということでしょうか？なくなった場合は、この事業をどのように継続していく考えでおられるのでしょうか？

<答弁>

ステーション事業にかかわる2点のご質問の答えいたします。

まず、事業の効果でございますが、学校側からは「子どもたちの学校教育活動が地域の方々の幅広い参画により充実したものになった」、コーディネーターからも「新たな人材発掘につながった」などの声が寄せられており、子どもたちの学校教育活動に効果があったものと考えております。

今後の事業の継続につきましては、事業に携わっていただいているコーディネーターや地域のボランティアの方々の意見を聞きながら、昨年度及び今年度の事業結果を検証するなかで、事業継続のあり方について検討してまいります。

(意見・要望)

学校地域連携ステーション事業は3か年事業ということで、昨年度から事業を開始されたところは、来年度までということで、しっかりとした効果の検証が必要だと思っております。効果が出ていなければ、出ていないで問題ではありますが、効果が確認された場合でも、再来年度以降は、国や府からの補助金がなくなるわけで、さらに、市の財政状況から市が一般財源で補てんすることはできないとのこと。3年間で一定のノウハウの蓄積や地域力の向上は見込まれるとは思いますが、『豊中市学校市域連携ステーション事業実施要綱』に挙げられている事業目的「地域全体で学校教育をはじめとする子どもの育ちを支援する体制づくりを推進することにより、教育内容の多様化や教育の子どもと向き合う時間の増加、ならびに子どもたちへのきめ細やかな指導や対応を拡充し、生きる力の育成に資する。また、学校と地域の連携による地域の教育コミュニティづくりの推進により、学校と地域双方の活性化を進める。あわせて住民等の学習成果の活用機会の拡充を図る。」を達成するためには、地域の方々のボランティア精神だけでは、やっていけないのではないかと思います。もちろん、コーディネーターを引き受けてくださっている方の中には、地域の子どものためにとの強い思いから、たとえ無償でもボランティアとして携わってくださる方もおられると思いますが、それでも、事業を継続してこうと思うと、一定の謝礼金や事務費などの予算は確保しておく必要があると思っております。

今後の事業継続のあり方については、さまざまな形で検討していかれるとのご答弁があり、一定評価をさせていただきます。ただ、本事業による課題や効果の検証が今後なされていくとは思いますが、効果が見込まれるのであれば、市として、事業継続が可能となるように地域など現場との意見交換を密にとりて頂くとともに、市の一般財源の充当や、財政的に厳しいのであれば、国や府に対しても財源的補助の継続をして頂くように働きかけを行って頂きたいと要望しておきます。

【理科教育設備の整備充実について】

①小・中学校にそれぞれ1校当たり100万円(国:50万円、市:50万円)を補助する予算計上となっておりますが、どうして、突然このような補正予算が出てきたのでしょうか？

<答弁>

補正予算計上の経緯にかかわりますご質問にお答えします。

文部科学省におきましては、今年度、新学習指導要領における理科教育の円滑な実施のため、新たに必要とされる設備の整備や老朽した設備の更新を図る目的で、補正予算が計上されました。

6月中旬に文部科学省から市町村教育委員会に対しての説明があり、7月には新学習指導要領のもと、理科で使用する設備の調査を全校で行った結果、全ての学校から設備充実を求める回答を得たため、2分の1の国の補助を得ながら学校支援を図ってまいりたいと考え、計上したものでございますので、よろしく願いいたします。

②理科教育設備とは具体的にどういったものを言うのでしょうか？

<答弁>

理科教育設備に関わりますご質問にお答えいたします。

理科教育振興法等に定められた理科教育のために必要な設備であり、具体的には、計量器、実験器具、野外観察調査用具、標本、模型などがございます。

③事前の説明では、学習指導要領の改訂により、指導するために新たに必要となる実験器具、機械などの備品がかなりあり、各小中学校に事前リサーチをすると100万円支給されても、必要な備品は全て購入することができないとの現場から返答があったそうです。学習指導要領の改訂によって、そんなにたくさんの備品が必要となるということは、これまでの教育内容、教育手法が大幅に変わったのか、それとも学ぶべき範囲、容量が大幅に増えたのか、どちらでしょうか？

<答弁>

学習指導要領の改訂に関わりますご質問にお答えします。

新学習指導要領におきましては、小学校では「物と重さ」や、「人の体のつくり」など、中学校では、「イオン」や、「月の運動と見え方」など、新たな指導内容が加わりました。

また、観察・実験の充実を図り、その結果を整理し考察する学習活動の充実などが新学習指導要領に示され、そのための観察・実験を行う器具などが必要な状況となっておりますので、よろしく願いいたします。

④各小中学校、100万円のお金をかけて理科教育設備を整備されるのは良いことですが、それだけたくさんの実験器具・機械を全て使うだけの授業時間数はあるのでしょうか？

<答弁>

学習指導要領に関わります再度のご質問にお答えします。

新学習指導要領では、小学校3年生から6年生の理科の総授業時数が、350時間から405時間、16%増、時間数にして55時間増であります。また、中学校3年間の総授業時間では、290時間から385時間、33%増、時間数にして95時間増となっておりますので、よろしく願いいたします。

(意見)

学習指導内容の改定により、小中学校において新たな指導内容が加わり、かつ、総授業数も大幅に増加される中で、当然、これまで以上に実験器具などの教育設備が必要になると思います。新政権による国の第一次補正予算の組み替えによって、この事業に関する補助金が凍結されることがないように願っております。

【地域活性化・公共投資臨時公金事業について】

①公共投資臨時交付金とはこういった趣旨・目的で交付されるものなのですか？また、地域活性化・経済危機対策臨時交付金のように各自治体に交付される金額の上限は定められているのでしょうか？

<答弁>

はじめに、地域活性化・公共投資臨時交付金の趣旨・目的についてお答えいたします。その趣旨・目的は国の平成21年度補正予算におきまして措置されました「地域活性化・公共投資臨時交付金」を活用する事業で、経済危機対策における公共事業等の追加に伴う地方負担の軽減を図り、地方公共団体が国と歩調を合わせ、地域における公共投資を円滑に実施することができるよう、補正予算による対応に加え、地方公共団体の負担額等に応じて配分し交付されるものでございます。

また、交付される金額の上限でございますが、現在のところ文部科学省所管事業について「地域活性化・公共投資臨時交付金」の交付率や交付上限額については国から示されていない状況でございますのでよろしくお願いたします。

②小・中学校の体育館(合計21校)の耐震補強工事と南桜塚小学校の校舎耐震補強工事が予算計上されていますが、他にも耐震化がまだ行われていない小学校・中学校の校舎があると思いますが、今回、予算計上されなかったのは何故ですか？

<答弁>

校舎の耐震化について、耐震化がまだ行われていない小・中学校がある中で、今回計上しなかった理由についてお答えいたします。

今般計上しております南桜塚小学校の校舎耐震補強工事につきましては、平成20年度に「耐震改修計画」を立案し概ね全体計画が整理できたことから、今年度当初予算にて耐震補強設計に取りかかっており、校舎耐震化に向けて予算計上させて頂きました。

当該校以外については、学校毎の全体計画が整理でき次第、優先順位をつけて、耐震化に向けて進めてまいりたいと考えておりますのでよろしくお願いたします。

③今回の耐震補強工事ですが、小・中学校の体育館(合計21校)と南桜塚小学校の校舎と、かなりの数になります。全国的に耐震化を進める動きが活発になっており、さらに今回の公共投資臨時交付金を活用して、どこの自治体も積極的に耐震補強工事を行うと思います。今回、予算計上されている工事の発注については、目処が立っているのでしょうか？

公共投資臨時交付金は原則として、今年度限りの交付金と伺っていますが、工事契約が締結されなかった場合は、どうされるおつもりなのでしょうか？

<答弁>

はじめに、工事発注の目処につきましては、各学校や工事担当部署と工事発注のスケジュール調整等が必要であります。早期に協議を行い学校施設の耐震化を進めてまいります。

また、工事契約につきましては、原則単年度執行となっておりますが、学校の行事予定への影響など諸般の事情により、工事契約に遅滞が生じる場合は、繰越制度を活用

してまいりたいと考えておりますのでよろしくお願いいたします。

(意見)

現在のところ文部科学省による「地域活性化・公共投資臨時交付金」の交付率や交付上限額については分からないとのことで、今回の補正予算案そのものが財源の担保が非常に不明確なものである気がします。また、工事発注に関しても、各学校や工事担当部署と工事発注のスケジュール調整を早急に行わなければならないことや、どこの自治体でも今回の交付金を活用して小中学校の耐震化を進めていくと思われ、工事業者との契約の締結もかなり苦労されることだと思います。現状では曖昧なことが多すぎますので、国からの交付金の交付決定がなされた際や、それぞれの工事のスケジュール調整がまとまった際などには、随時、ご報告を頂きたいと思っておりますので、よろしくお願いいたします。

【学校 ICT 環境整備事業（地上デジタル対応工事）について】

①学校 ICT 環境整備事業とはどういった事業なのでしょうか？

<答弁>

学校 ICT 環境整備事業とは、文部科学省による学校施設改善事業で、デジタルテレビ、コンピューター等の機器や情報通信ネットワークなど学校の ICT (情報通信技術) 環境を整備するもので、子どもたちの学習意欲や学力の向上を図ることが期待されている事業でございます。

②デジタルテレビを導入すれば、2011年7月以降もテレビを見ることは可能と考えていたのですが、デジタル対応工事をする必要はあるのでしょうか？

<答弁>

デジタル対応工事をする必要性につきましては、現在テレビを視聴している配線は、ほぼ学校施設の建設時期に布設されたもので、配線の老朽化及び学校のような大規模施設での支線の長さによる電波レベルの減衰が著しいことからデジタルテレビ視聴が困難になる可能性があるため、デジタルテレビ導入に際して新たな配線工事を実施するものですのでよろしくお願いいたします。

③全小学校の全学年の教室と全中学校の特別教室、夜間学級にデジタル対応工事を行われるわけですが、まだ、耐震診断が済んでいない学校もあります。デジタル対応工事を行った後に、耐震診断の結果次第では、建て替えや大規模な改築が必要となるケースなどが生じることはないのでしょうか？

<答弁>

耐震診断の結果、建て替えや大規模な改築が必要となるケースにつきましては、平成23年(2011年)7月にデジタル移行が既に国策として決められており、それまでに校舎の建て替えや大規模な改築を行うことは困難と考えております。したがって、今後新たに判明する耐震診断の結果により、デジタル配線の再敷設が必要な場合は、今回デジタルテレビ工事に使用した機器材料の再利用を行う等、出来る限り有効利用を図れるよう工夫してまいりますのでよろしくお願いいたします。

(意見)

デジタル対応工事を行った後に、今後の耐震診断の結果によっては、校舎の建て替えや大規模な改築を行うことが、必要となることが発生するかも知れず、いささかもったいない、無駄ではないかと思いますが、2011年7月にデジタル移行がされるまでに、校舎の建て替え等を行うことは困難ということ、デジタル配線の再敷設が必要な場合は、今回デジタル工事に使用した機器材料の再利用を行うなどの出来る限りの工夫をされるということで、了解しました。

(こども未来部)

【過年度収入について】

①補正予算説明書の P.11の過年度収入についてですが、こども未来部に関するものについて、その事業内容と金額を教えてください。

<答弁>

こども未来部における過年度収入でございますが、民間保育所運営に関わります保育所運営費国庫負担金が 7,656,990 円、同じく府負担金が 3,828,495 円、次に児童手当等の支給に関わります児童福祉費国庫負担金が 155,000 円、また、母子生活支援施設及び助産施設への入所に関わります母子福祉費国庫負担金が 595,294 円、同じく府負担金が 297,647 円で、合計 12,533,426 円でございますのでよろしくお願い申し上げます。

②通常、予算を計上する際は、想定上限額を目安に計上するそうなのですが、今回のように不足するケースもあるわけです。不足したそれぞれの事業において、どういった理由で、不足したのかを教えてください。

<答弁>

まず、保育運営国庫及び府補助金についてでございますが、これは、平成 20 年度の交付申請を 12 月に行い実績報告は 6 月に行うため、年度をまたがった精算となり過不足が翌年度に生じるものでございます。

主な要因としましては、施設の総合的な防災対策を図るため施設機能の充実強化を推進するために購入した物に加算される施設機能強化推進費と施設の業務の中で高齢者等を非常勤職員として雇用した場合に加算される入所児童処遇特別加算の加算額でございます。

次に、児童福祉費国庫負担金並びに母子福祉費国庫負担金及び母子福祉府負担金についてでございますが、平成 21 年 3 月初めに最終の交付申請を行い、6 月に実績報告を行うため、その間の転入者の増加等や母子生活支援施設及び助産施設への入所者数が増加したことにより生じたものでございますのでよろしくお願い申し上げます。

【子育て応援特別手当について】

①今回の子育て応援特別手当は今年度分のものだと伺っていますが、支給対象者について教えてください。

<答弁>

今回の子育て応援特別手当の支給対象者でございますが、平成 21 年度において小学校就学前 3 年間に属する子ということで、平成 15 年 4 月 2 日から平成 18 年 4 月 1 日までの間に生まれた子が支給対象者でございます。

②支給の手続き書の郵送や、その後の手続き、支給について、予定されている事業日程を教えてください。また、DV 被害者に対しては、今回の給付に関して事前申請を行ってもらうと

の話を伺っていますが、そのあたりについても教えて頂けますか？

<答弁>

支給基準日である平成 21 年 10 月 1 日現在の住民基本台帳及び外国人登録原票に基づき抽出した支給対象者の世帯主に対し、12 月中旬に申込書を発送し、申し込みのあったものから審査の上、指定口座または現金で順次支給してまいります。また、受付期限につきましては受付開始日から 6 ヶ月間でございます。

次に実際の居住地と住民登録地が異なる DV 被害者の方への対応といたしましては、一般の受付に先駆けて 10 月 1 日から 10 月 30 日までの間に居住地の市町村への事前申請書を提出していただき、住民登録地の市町村から手当が支給されることとなります。

③DV 被害者に対しては、事前申請を行うとのことですが、DV 被害者から事前申請があった場合は、DV 加害者には手当が渡らないような措置はとられるのでしょうか？

<答弁>

2 問目で答弁いたしましたように DV 被害者の方につきましては、一般の方の受付に先駆けて 10 月 1 日から 10 月 30 日までの間に事前申請書を提出していただくこととなっておりますので、当手当ての支給は、住民票上の世帯主ではなく、実際に給付対象となる子を養育している保護者に支給されるものでございますのでよろしくお願い申し上げます。

④次に、子育て応援特別手当の振込口座について伺わせて頂きます。昨年度版の子育て応援特別手当を給付された方の振込口座のデータは残っているのでしょうか？

<答弁>

口座に関する資料は残っております。

⑤そもそも、個々人の口座のデータを残しておく必要はあるのでしょうか？これはどういった理由、決まりに則って、保存されることとなっているのでしょうか？

<答弁>

平成 20 年度子育て応援特別手当交付金要綱のなかに「交付金と事業に係る予算及び決算との関係を明らかにした調書を作成し、これを事業の完了日の属する年度の終了後 5 年間保管しておかなければならない。」と記載されておりますのでよろしくお願い申し上げます。

⑥データを残しておられるということですが、そうであれば、今年度分の子育て応援特別手当の該当者で、昨年度版の子育て応援特別手当においても該当されていた方については、振り込み口座が同じであれば、あらためて同じ振込口座を記載する手間の省略や、個人情報の漏えい防止のためにも、前回と同じ口座と申請書に記載して頂けるような対応をとることはできないのでしょうか？

<答弁>

ご希望の方がいらっしゃれば活用して参りたいと考えております。

(意見・要望)

DV 被害者の配偶者への支給が今回は抑止されるということで、それは良いことだと思います。しかし、それが可能となるには、少しでも多くのDV被害者の方々に、事前申請を行っていただく必要があります。そういった方々への周知を図るには様々な困難があるかと思いますが、色んな広報媒体を活用しながら、周知徹底に努めて頂きたいと要望しておきます。また、正直言って、今回の今年度版の子育て応援特別手当については、該当者するお子さんをお持ちの保護者の方々の大半が、ご存じないと思います。昨年度版の子育て応援特別手当については、定額給付金と同時期ということで、マスコミなどで比較的取り上げられていましたが、今年度版の子育て応援特別手当については、あまり周知がなされていないと思います。そのため、市から手当の申請書を送付した際に、誤って送られてきたと勘違いされて、申請をされない方が生じるかもしれません。また、最近、マスコミ等では、民主党が掲げる「子ども手当」に関する報道が目立っており、そちらの手当てと混同される方も生じる可能性があります。そういったことが極力ないように、事前の周知徹底を十分に図っていただきたいと強く要望しておきます。昨年度版の子育て応援特別手当の給付の際も行われたかも知れませんが、市内の幼稚園や保育所に子育て応援特別手当に関する資料やチラシ、ポスターなどの掲示や配布をお願いしてはどうかと提案させていただきます。また、せっかく豊中市役所には記者クラブもありますので、報道関係者の方々にも「今年度版の子育て応援特別手当の存在やその内容について」広報して頂くようお願いしてはどうかと提案しておきます。

さらに、昨年度版の子育て応援特別手当の該当者で、今回の子育て応援特別手当も支給対象となっている方には、振り込み口座が同じであれば、わざわざあらためて振込口座を記載しなくても良いような対応をして頂くことを要望するとともに、なぜ、今年度のみの手当に対してのみ使用する個々人の振込口座のデータを5年間も保存しておく必要があるのかについては、事前に調べて頂く時間がありませんでしたので、是非、お調べいただき、教えて頂ければと思います。

【豊中市青少年自然の家の指定管理者の選定について】

①豊中市立青少年自然の家を指定管理にすることについては、2008年3月定例会で「豊中市立青少年自然の家条例の設定について」という議案が提案された際に、審議・議論されたことにはなっておりますが、まずは豊中市立青少年自然の家を指定管理にする目的、理由について、あらためて教えてください。

<答弁>

青少年自然の家は、豊中市域から離れた宿野の地に94,000㎡という広大な敷地面積を有した施設であります。当施設の管理、特に野外施設の維持管理にあたっては、できる限り自然の状態を残すなかで、利用者の安全を確保することが必要であるため、このようなノウハウをもった法人に当施設の管理運営を委ねることによりサービスの向上や効率的運営を図るものでございます。

②豊中市青少年自然の家そのものの過去の経緯について教えて頂きたいのですが、豊中

市立青少年自然の家のこれまでの管理・運営はどのようにされてきたのか教えてください。2005年までは、市職員のみで事業運営、施設管理等をされていたそうですが、2006年以降、臨時職員や再任用職員などに事業運営、施設管理を任せられるようになったと伺っていますが、そのあたりも詳しく教えてください。

<答弁>

管理・運営につきまして、平成17年度までは職員2名・嘱託2名・再任用1名で行っていましたが、平成18年度から事業運営の一部を豊中市青少年野外活動協会に委託し、施設管理は市の再任用職員2名の体制でございます。

③2006年からは今回指定管理者に選定された豊中市青少年野外活動協会の職員が事業を担っていたと伺っており、そうであれば、既にそのころから民間のノウハウやアイデアの活用は図れてきたのではないのでしょうか？また、事前の説明では、豊中市青少年野外活動協会は約40年前から豊中市の育成団体として活動をされています。ということは、どちらかというと、これまでは豊中市が様々なノウハウやアイデアを豊中市青少年野外活動協会に提供してきたわけで、今後、豊中市野外活動協会を指定管理者として、こういったアイデアやノウハウの活用が図れるとお考えなのではないでしょうか？

<答弁>

民間のノウハウ・アイデアの活用については、自然体験活動や野外活動についての実績がある青少年野外活動協会に委託をしているところであり、施設管理も一体化とした指定管理とすることでサービスの向上に向けた新たな展開を期待しております。

④今回の指定管理者制度については、豊中市としては初めて公募による指定管理ということですが、公募選定の過程についていくつか、質問させていただきます。まずは、時系列的に指定管理者選定までの経過を教えてください。

<答弁>

選定までの経過についてでございますが、まず始めに、要綱設置による「豊中市青少年自然の家選定委員会」を設け、大学教授2名、税理士1名、社会保険労務士1名、市職員1名のあわせて5名の方に委員をお願いしました。選定いただく内容といたしまして、選定審査にかかる選定審査項目及び配点基準と指定管理者の候補者の選定に関するところでございます。

つぎに選定の経過でございますが、6月1日に第1回選定委員会を開催、募集にかかる評価項目を決定いただいた後、6月3日から募集要項の配布をはじめ、6月16日には法人に募集にかかる現地説明会を行い、7月8日までに、2つの法人から応募をいただきました。

また7月9日に第2回選定委員会を開催、委員さんに現地視察いただき、あわせて書類審査・プレゼンテーション配点基準等及び審査に着眼点を決定し、7月15日から27日の間で、それぞれの委員さんで書類審査いただいております。7月20日の第3回選定委員会ではプレゼンテーション質問項目の決定、7月27日の第4回選定委員会では2つの法人のプレゼンテーションを実施し、書類審査とプレゼンテーション審査の総合点により候補者を決定頂き、同日、選定結果報告書を市に提出頂いたものです。

⑤指定管理者を選定するにあたり、選定委員会を設置したそうですが、その選定委員5名それぞれの選考理由や役割について説明して下さい。

<答弁>

選定委員会の委員につきましては、公共サービスを担うにふさわしい理念・能力の有無、応募団体の設立理念と施設の設置目的との合致性、団体の財務健全性、従業員の雇用・労働条件への配慮などについて、公平・公正に審査いただくことを目的として選任したものでございます。

具体的な委員構成としましては、行政コスト・行政改革の専門家、野外活動にかかる専門家、企業経営の観点から企業財務にかかる専門家、労務管理の専門家、そして当施設は野外施設広大な敷地を有していることから施設管理上の諸課題等を把握しておりますことも未来部長の5名としたものでございます。

⑥あらためて伺いますが、選定委員会の委員にこども未来部長が入られているのですが、何故ですか？選定委員会に市職員、それも担当課の部長が入ることで、委員会の議論の中に、市の意向がかなり入りこんでしまうと思うのですが、そのことについてはどのように考えられているのでしょうか？

また、個人的には、選定委員会に利用者の声を反映するために、選定委員の市民公募枠を設けた方が良かったのではないかと考えますが、その点についてのご見解をお聞かせ下さい。

<答弁>

「新・豊中指定管理者制度導入に関する指針」におきまして、選定委員会は公共サービスに関して優れた識見を有する委員で構成することとの一定の考え方を示していることから、市民公募枠については設けなかったものです。

(意見・要望)

私は豊中市立青少年自然の家を指定管理にすることについては、2008年3月定例会での「豊中市立青少年自然の家条例の設定」の中で、賛成を致しております。

しかしながら、選定理由や選定結果はもとより、選定の公平性、公正性、透明性、指定管理そのものの効果がとても曖昧で、この議案を賛成して良いものかどうかの判断が非常に悩んでいます。

青少年自然の家を指定管理にする目的については、出来る限り自然の状態を残すなかで、利用者の安全を確保することが必要であるため、ノウハウをもった法人に当施設の管理運営を委ねることによりサービスの向上や効率的運営を図るとされています。

しかし、指定管理者の選定にあたっては、選定委員会において、16項目の選定基準を設けられてはいますが、その採点結果について、示されていませんし、現行の市が管理する場合と、指定管理にした場合の経済的な比較(例えば、ここ最近の経費の推移と、今後の収支予測)や公共サービスに関する比較(利便性や利用者満足度など)についても示されておりません。

本年3月に策定された『新・豊中市指定管理者制度導入に関する指針』の中では、選定委員会の選定結果をホームページ等で公表すると記載しています。その選定結果には、どこの法人、事業者が選定されたかということだけではなく、書類審査やプレゼンテーション審

査、総合評価点数も含まれるのではないかと思います。

今後、選定された法人と、様々な協定を締結されていくことと思いますが、その中において、指定管理者が指定期間半ばで安定した経営が持続できなくなった場合の対処についてどうするのか、現行では導入されておりませんが、利用料金制度は今後5年間で取り入れる可能性があるのかないのか、施設の管理に問題があり、損害が生じた場合の賠償義務は誰に発生するのかなど、しっかりと詰めて頂き、指定管理者制度を活用したことが、市にとって、市民にとって不利益になるような事のないように努めて頂きたいと強く要望しておきます。

今後、豊中市は同様の形で指定管理が進めていかれるようですし、選考に関する具体的な数値などの資料を議会で審議する前に提示して頂きたいと強く要望しておきます。

議会での議決を要するということは、議員一人ひとりが、その決定をするにあたって相当の責任を負うということ、より一層ご理解頂きたいと思います。